

人権教育・啓発方針 総論部分（素案）

【人権とは】

人権とは、人間の尊厳に基づき、世界中の全ての人が生まれながらに持っている、「人間が人間らしく生きる権利」であり、「生命と自由を確保し、幸せに生きるために欠くことのできない権利」です。

何らの義務履行を前提とすることなく、全ての人に、始めから内在するものであり、一人ひとりが、ありのままに個人として尊重され、差別されることなく、安心して、自由に生きることができる権利です。

人権は、歴史的に、多くの人々の努力により獲得されてきたものであり、公権力によっても、市民相互によっても、決して侵されてはならないものです。

また、人権の概念は、人権を取り巻く環境の変化や人権獲得への不断の努力により、広がり、深化し得るものでもあります。

《 参考 》

日本国憲法は、公権力が人権を侵してはならないこと、個人の尊重の原理及び人権の本質を次のように定めています。

○「人権の不可侵」

⇒ 日本国憲法第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○「個人の尊重」

⇒ 日本国憲法第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

○「基本的人権の本質」

⇒ 日本国憲法 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

」

【人権の尊重とは】

人権の尊重とは、一人ひとりがかげがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方や考え方の違いを認め、相互に助け支え合い、互いに尊重し合うことです。そして、人権が尊重された社会とは、この人権尊重の理念が、広く社会に定着し、人々の日常生活の中で、自然に態度や行動に表れる社会です。

一人ひとりが、自己の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、他者の人権を侵すことなく人権を行使することにより、全ての人の人権が共に尊重されます。この「人権の共存」の実現が、人権尊重の実現となります。

【人権教育・啓発の定義】

人権は、日本国憲法において、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」として、「国民の不断の努力」によって初めて保持されるものとされています。

そのため、人権共存の考え方への市民の理解を深めながら、市民と行政が一体となって、人権が尊重されるまちを実現するために、人権教育・啓発の果たす役割が極めて重要です。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされています（第2条）。基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて推進される教育活動です。

また、人権啓発は、「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」とされています（第2条）。人権教育以外の活動で、広く市民に、人権尊重の理念の普及、人権意識の向上を目的として行われる研修、情報提供、広報活動をはじめとする幅広い啓発活動です。

人権教育・啓発は、いずれも、子どもから大人まで、その発達段階に応じ、全ての人が、人権に関し、第一に、知識の習得、第二に、意識・態度の向上、第三に、意識・態度を実際の行為に結びつける、実践力・行動力が培われることを目指すものです。

人権教育・啓発は、様々な機会を通して、地域に密着した、きめ細かい多様な方法で行う活動です。

《 参考 》

日本国憲法では、人権の保持について、次のように定めています。

○「自由・権利の保持責任と濫用の禁止」

⇒ 日本国憲法 12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力に

よって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

【基本理念】

- 人権は一人ひとりが等しく持つものであり、自分に関わる大切なものであることを、市民の誰もが理解し、自己と他者の人権を、共に大切にできる、人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性自認・性的指向等の違いを認め合い、包み込む、多様性豊かな地域社会の中で、全ての人の人権が等しく守られ、市民がつながり支え合い、誰も取り残さず、共に生きる、共生のまちづくりを目指します。
- 人権問題は侵害された人、侵害した人だけの問題でなく、それを引き起こす社会環境を作っている全ての構成員の問題です。そのことを、市民一人ひとりが認識し、今を生きる世代の責任において、将来にわたり、心豊かで誰もが生きやすいまちを、全ての市民で次の世代に引き継いでいく、人権のまちづくりを目指します。
- 人権教育・啓発は、市民と共に推進します。
- 全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させます。

【人権教育・啓発の基本的視点】

(1) 偏見や差別に気づき、態度や言動に表せるための学びの促進

人権を学ぶことの意義は、何が偏見であり、何が人権侵害であるのかを理解し、それを身抜く力を身に付けて、偏見に出会ったときや自らの人権が侵害されたとき、他者の人権が侵害されていると思ったときなどに、誰もが当たり前におかしいと言えるようになることです。

自分の心の中や社会に生じた偏見や差別の小さな芽にいち早く気づき、それを自然に態度や言動に表すことができることは、自己や他者の人権を守るため、重要なことです。あらゆる年代の幅広い市民が、人権に関する気づきを行動につなげることができるよう、対象者に応じた教育・啓発を推進します。

(2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進

人権は、自分を含め全ての人に関わるものであり、人権問題は、ごく身近に様々な形で存在し、意識せず自分も関わっているものです。しかし、多くの方は、自分が差別をしておらず、されてもいないという認識から、人権問題は、自分の問題であると気付かないでいます。

市民が、人権や人権問題を、自分のことであると実感をもって理解でき、人権問題を自分が関わっている問題であると認識できることにより、地域社会において、市民同士が気づき合い、支え助け合うことができます。人権の普遍的な理念や身近な人権問題について、広く市民に様々な方法でわかりやすく伝える教育・啓発を、市民と共に推進します。

(3) 複合的人権課題への認識

人権課題が複雑・多様化する中で、例えば、障がいのある女性や、性的マイノリティの外国人などで、人権課題を複合的に抱える人がいるということと、その困難を、市民や職員が認識することは、重要です。また、その解決についても、複合的な視点を要します。

個別の人権課題の共有に加え、複合的な人権課題の存在、問題の内容を、適切な対象と機会を捉えて、市民に伝えるとともに、職員が十分に認識して施策を行えるよう、教育・啓発を推進します。

(4) 家庭教育の重要性の認識と、発達段階、ライフステージ等を踏まえた効果的な教育・啓発の推進

家庭は、「全ての教育の出発点」と言われ、特に、親やその他の家族の人権意識のありようは、子どもの人権意識の形成に大きな影響を与えます。家庭教育の重要性の認識を広く市民に浸透させるとともに、家庭教育の主体となる親等の保護者に対し、人権に関する様々な気づきや、正しい人権意識・態度が具わるよう、啓発や学びの機会の提供等により、家庭における人権教育を支援します。

また、人権教育・啓発は、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とすることから、対象者の発達段階やライフステージなどを踏まえ、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場所と機会を通じて推進する必要があります。

その際には、「命の大切さ」、「個人の尊重」などの人権の普遍的な視点と、女性、子どもなどの具体的な人権課題に即した個別的な視点の、二つの視点が、相まって人権尊重への理解に効果をもたらすよう配慮します。

(5) 命の大切さの実感と自尊感情の育成

命を大切にすることは、命のかけがえの無さに気づき、命のあるものを尊ぶことであり、人権尊重の基本であります。

一方、いじめや虐待など命をも脅かす人権侵害や、大人から子どもに至るまで、人間関係等を苦しめた自殺が全国で後を絶ちません。命の尊厳を人権教育・啓発推進の基盤に据え、命の大切さを実感できる教育・啓発が必要です。

特に、現代の子どもたちは、生活体験の中で生と死の意味や命のかけがえの無さを実感することが少ないと言えます。友だちとの関わりや動植物、自然とのふれあいなどの教育活動全体の中で様々な体験を通して命の大切さを実感し、自他の命を共に尊重できる心を育みます。また、大人に対しても、命の大切さについて考える機会となる啓発を行うよう努めます。

また、人は生まれながらにして無二の個性や能力を持っています。そのありのままの自分を肯定的に受け入れ、自分自身をかけがえの無い存在であると思える気持ちが自尊感情です。自尊感情は、生きていく上で重要な感情の一つであり、自他の人権を尊重する意識の基本でもあります。

自尊感情は、子どもの頃から育てることが大切です。発達段階を踏まえた体験活動や家庭での様々な体験を通して、最後までやり遂げたという達成感や、自分もやればできるという自己肯定感を味わえるよう、自尊感情を育みます。また、大人も、その人らしく生きるため、生涯にわたって自己肯定感を持つことが大切であること、それが他者の個性や人権を大切にすることにつながることを啓発します。

(6) 自主性の尊重と中立性の確保

人権は、「思いやり」や「優しさ」などの心のあり方の問題ではありませんが、

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心に問いかけるものであるため、考え方を押し付けず、市民が自ら考え、気づくことができる機会となるよう、十分留意する必要があります。人権問題や人権教育・啓発のあり方については、多様な意見や考え方があることを踏まえ、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容や実施方法等において、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要です。人権教育・啓発に関する活動の実施に当たっては、特定の意見や市民相互の権利の対立に左右されることなく、行政としての主体性や中立性を厳に確保しつつ、必要な教育・啓発を適切に行うよう、十分留意する必要があります。

【人権教育・啓発の基本的な方策】

(1) 市民に届く啓発の推進

啓発は、届けるべき人に届くよう、行います。

市民一人ひとりが、その立場や状況に応じて必要とする人権に関する知識と意識を身に付け、他者の人権への配慮や自己の人権の適切な行使が、日常の態度や行動に現れるようになることが大切です。

市民の立場や状況、人権に関する意識は、様々です。

例えば、何らかの人権問題を抱え、生きづらさを感じたり、悩みを抱えている人の中には、それが人権の問題だと気付くことができないでいる人や、気付いていても自分の権利を主張することを抑制してしまう人もいます。そのような潜在的な被害者とも言える人が、問題の所在に気付き、自己の人権を守るために、おかしいと声を上げ、又は相談等の支援につながるができるよう、啓発を行う必要があります。

また、人権に関心がある人や人権活動に関わる人もいれば、人権に関心のない人や、自分の周りの人権問題に気付いていない人もいます。人権問題が多様化・複雑化する中では、人権意識が高いと思われるような人であっても、新しい情報を取り入れなければ、知らずと人権侵害をしてしまう恐れがあります。一方、日頃、特に人権に関心を持っていない人でも、身近な人との会話の中で、ふと自分の持つ偏見や誤解に気付くこともあります。人権は、難しいもの、重いもの、深刻なものなどの、市民がしばしば抱きがちなイメージを払拭し、人権は、誰にも身近なもの、互いに気軽に話してよいものという意識に変えていくことが重要です。多様な市民が、その理解・関心の度合い等に応じ、必要な知識を習得し、行動につなげることができるよう、多様な内容・手法により、親しみやすい、わかりやすい啓発や、楽しみながら人権に触れる機会や興味と意欲を持って参加できる学習の機会の提供を行うよう工夫する必要があります。

また、地域や職場などで影響力を持ち、又は広く発信力のある、経営者や管理職、議員、地域団体の代表など、人権推進のキーパーソンとなる人もいます。キーパーソンとなる人が、人権に関する知識を更に深め、態度や言動に移すことで、周囲の人の意識・行動に波及させることができるよう、人権問題の現状や新たな課題など、その立場に応じ有用な情報の提供等を行うことも効果的であると言えます。

このように、市民の立場や状況、人権に関する意識は、多様であることを念頭に、啓発は、対象者に応じ、届きやすくわかりやすい内容や手法等を勘案して、あらゆる場と機会を通じて行うよう努める必要があります。

(2) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を行うときには、併せて人権擁護に関する知識を市民や職員が習

得できるようにします。

人権に関する理念や、意識・精神の涵養のための啓発により、人権問題が起こったときに、それが問題だと認識することができるようになったとしても、その知識だけでは、実際に人権侵害があったとき、問題を抱えた人に出会ったときに、どうすればよいかは、わかりません。侵害を受けた人やそれに気付いた人が声をあげるには、人権を侵害された場合に、どう対応すればいいのか、救済のための制度がどのようなになっているのかなど、その対処に係る具体的な知識を知っていることが重要です。そこから、人権擁護・人権救済につながっていくことができます。

そのため、人権教育・啓発を行うときは、その内容と相まって、相談先や利用できるサービスその他の対処法など、人権擁護・救済に関する具体的な知識を併せて提供するよう努める必要があります。

(3) 地域における支え合いの促進

これまで、市民と共に人権尊重のまちづくりを推進するため、市民と連携して人権教育・啓発を推進してきました。

更に人権尊重のまちづくりを推進するため、人権問題を抱える人を身近な立場で市民が支援し支え合う共助が促進されるよう、地域における人材育成等を推進します。

(4) 職員の人権意識・知識の更なる向上

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要です。また、その人権意識が活かされ問題意識が共有される、風通しのよい組織であるためには、管理職の人権意識の高さが求められます。

本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応における人権的配慮を向上させるため、職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深める必要があります。全ての職員の人権研修を、役職、職務等に応じ、体系的かつ継続的に行い、職員の人権意識や知識の更なる向上を図ります。

【人権擁護に関する基本的な方策】

(1) 市民に身近な人権相談へ

人権問題等で困った場合の公的な人権相談機関への相談の割合は、家族、友人等への相談の割合に比べ、全国的にも本市においても相当に低く、誰にも相談しなかったという人の割合が多い傾向にあります（本市につき次ページ図を参照）。

相談助言や支援が必要でありながら、誰にも相談できないでいる人の受け皿として、人権に関する相談窓口を、もっと市民に身近で相談しやすいものとする必要があります。相談業務のNPO等への委託や、民間の人権相談窓口の案内など、市民が公的相談窓口を含めて、ニーズに応じて相談先を選び、気軽に相談できるよう、体制や周知方法を工夫する必要があります。

また、市民が安心して相談できるよう、相談窓口の周知においては、窓口の所在等だけでなく、何が相談できるのか、そこに行けば、誰がどのように聴いてくれるのか、どのような支援をしてくれるのか、必要な場合どこまで他の支援につないでくれるのかが、平素からわかるように周知を行う必要があります。

(2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ

施策分野ごと、人権課題ごとに、相談窓口は様々に用意されていますが、これらに跨る複合的な課題を持つ人がいます。その解決が、人権擁護の視点から、円滑かつ適切に行われるよう、各相談窓口や関連施策において人権擁護の視点を浸透させるとともに、関係相談窓口が、施策分野を横断し、複数の人権課題に対応した支援が行えるよう、必要な連携を推進します。

また、相談員や相談に関わる職員が、相談者の抱える複合的課題に気付き、適切な支援につなげることができるよう、相談や窓口対応の技能の更なる向上を図ります。

(3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進

公的機関への相談、特に人権相談は、多くの市民にとって非日常的です。

他方、少子高齢化、核家族化、未婚化などのほか、都市化の進展等を背景に、人と人とのつながりが希薄化する中、行政や民間団体等において、様々な形で、「居場所づくり」が行われています。人権問題を抱え相談に踏み出せないでいる人が、多様な市民が気軽に集える居場所を訪れ、気軽な交流の中で、信頼できる他者と出会い、悩みを話し、又は支援先を知ることができれば、日常生活の中で、人権問題への解決の糸口をつかむことができます。

市民同士が人とのつながりの中で支え助け合い、必要に応じ相談支援先へとつ

ながれるよう、行政や民間団体等による居場所づくりに、人権の視点を取り入れられるよう促進します。

(4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

公的機関への相談は、市民には勇気が必要なものであり、そのため、広く人権にも関わる分野の相談員や相談に関わる職員が、市民の相談への躊躇や、相談の背景にある不安を受け止め、支えて、市民が安心して相談に訪れることができるよう、相談に関わる職員の人権意識、対応技術の向上を図ります。

また、人権問題は、性の多様性、ジェンダー、外国人問題など、その対応、解決に専門性を要求されるものも多いことから、人権相談に係る相談員を始め、人権課題が内包され得る各種相談に係る相談員についても、人権意識の更なる向上を図ります。

令和2(2020)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書より抜粋

人権侵害を受けたことが「ある」を選ばれた方で、人権侵害を受けたときの行動について(複数回答)

